「公共施設等における障害者の受入れに関する実態調査」 -歩行空間におけるバリアフリー化の状況編ー 図 表

目 次

··· 1
• • • 4
• • • 13
14
15
16
17
18

【主な用語】

バリアフリー法:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号) 移動等円滑化基本方針:移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成 18 年国家公安委員会、総務 省、国土交通省告示第 1 号。平成 23 年 3 月 31 日全部改正)

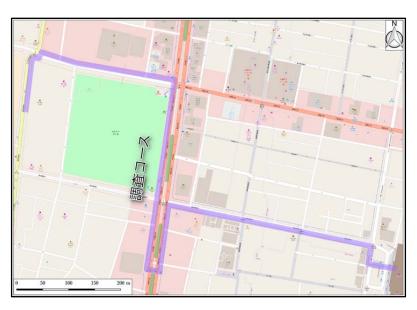
図表1 委託調査の実施内容

1 歩行コース (別冊資料 2-①: P3)

香川県内で基本構想(注1)を作成している高松市及び丸亀市において、基本構想に定める 重点整備地区(注2)内から各1コース(合計2コース)を設定した。

- (注 1) 移動等円滑化基本方針に基づき、市町村が、当該市町村区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成
- (注 2) 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉その他の施設)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

高松市内の歩行コース【総距離:約1.5km】



丸亀市内の歩行コース【総距離:約1.5km】



2 調査協力者(別冊資料 2-(1): P3)

歩行コース	障害の種別	調査協力者
高松市内	肢体不自由	車椅子使用者 (3名)
		(うち1名は電動車椅子使用者)
	視覚障害	白杖使用者 (2名)
丸亀市内	肢体不自由	車椅子使用者 (3名)
		(うち1名は電動車椅子使用者)
	視覚障害	白杖使用者 (2名)

3 調査時期(別冊資料 2-1): P4)

歩行コース	調査日	時間帯	天候	調査協力者	
高松市内	平成 30 年 7 月 13 日	午前中	晴天	白杖使用者 (2名)	
	平成 30 年 7 月 15 日	午前中	晴天	車椅子使用者(3名)	
				白杖使用者 (2名)	
	平成 30 年 7 月 21 日	午前中	晴天	車椅子使用者(3名)	
丸亀市内	平成 30 年 6 月 24 日	午前中	晴天	車椅子使用者(3名)	
	平成 30 年 7 月 16 日	午前中	晴天	白杖使用者 (2名)	

⁽注) 高松市内コースは、調査協力者の都合等を考慮し、コースを2つに分けて実施した。

4 調査受託者

広島修道大学商学部教授 金 徳謙氏(香川大学非常勤講師)(注)

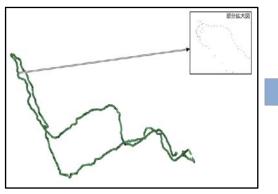
(注) 平成30年3月末まで香川大学経済学部教授。同年4月1日から現職。専門は、位置情報及びビックデータの解析による観光研究であり、香川大学瀬戸内圏研究センター研究員として、観光資源の活用による地域づくりなどを研究

5 調査及び分析の手順(**別冊資料 2-1**: P4~P8)

- (1) データの収集
 - GPS 端末を携帯した調査協力者に上記1コースを歩いてもらい、歩行データを収集
 - ・ バリア (安全な歩行への阻害) 箇所の詳細を画像データとして収集
- (2) 地図作成
 - ・ 歩行コースの場所におけるデジタルマップを作成
- (3) GPS データの可視化
 - ① 収集した歩行データの補正(信頼性の低いデータ等の削除や補正等)
 - ② デジタルマップに補正した歩行データを点として可視化
 - ③ 一定の範囲内の点の密集度合(密度)を色の濃淡で可視化(カーネル密度分析)
 - ④ 密度が同じであるところを線でつないで可視化 (等密度線に変換)

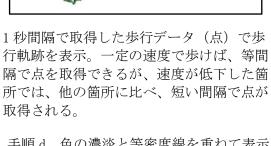
⑤ ③と④を重ねて表示

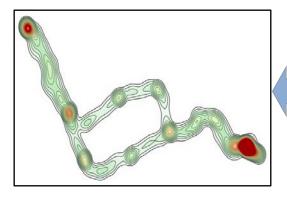
手順 a 歩行データを点として可視化



行軌跡を表示。一定の速度で歩けば、等間 隔で点を取得できるが、速度が低下した箇 所では、他の箇所に比べ、短い間隔で点が 取得される。

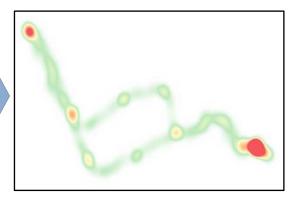
手順 d 色の濃淡と等密度線を重ねて表示





手順 d で作成した図をもとに、バリアを分 析する。

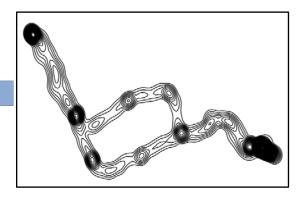
手順 b 色の濃淡で可視化



一定の範囲内の点の密集度合(密度)を分 析し、その結果を色の濃淡で表示する。



手順 c 等密度線による可視化



密度が同じであるところを線(等密度線) でつないで表示する。

(4) 評価

- 歩行中にバリアを察知した際、歩行速度が落ちる又は一時停止など回避行動をとるた め、歩行行動に変化が現れる。この点に着目し、歩行データを分析することでバリア箇 所を検出し、その程度を評価する。
- 歩行データから検出されたバリア箇所について、現地確認を行い、バリア箇所を確認 する。
- ※ 歩行データから検出されたバリア箇所は、バリアフリー法など法令等に則った整備ができているかど うかを指し示すものではない。

6 調査で使用した機器等(別冊資料 2-(1): P2、P4)

- 調査機器: GPS 端末 (Holux 社 M-241)
- 歩行データの分析ソフト: QGIS (フリーソフト)

○ 歩行データの分析手法:カーネル密度分析

7 その他

歩行データから検出されたバリア箇所については、調査協力者から意見等を聴取し、これらの意見等は、本委託調査におけるバリア要素の分析やGPSデータの有効性の検証に活用した。

図表 2 委託調査の実施結果

1 高松市コース

図1 歩行データの分析結果(高松市)



(1) ゾーン別の分析結果(別冊資料 2-①: P9~P18)

表1のとおり、高松市コースは、まちの主要道路上の歩道であったため、歩行環境が比較的整っていた。しかし、一部のゾーンでは、健常者の目線からはバリアとまで言えない箇所が、歩行データの分析からバリア箇所として検出され、現地確認により、バリアの状況等を確認できた。さらに、バリアとして検出された多くの箇所に対し、調査協力者から歩きづらいなどの意見が聴かれた。

表 1	ゾーン別の分析結り	具
- / X I	フー・フーロータフ カイカーかけっ	\sim

ゾーン	分析結果
イ	○ 調査分析でバリア箇所が検出された。
	○ ①歩道の幅が狭い箇所、②駐車場への車両進入を円滑にするため、歩道と車
	道の段差をなくした結果、歩道から車道にかけて傾斜している箇所などのバ
	リア要素が並んでいることが推測される。
	【画像データ:別紙 1①-a、b】
口	○ 歩道が歩行用と自転車用に区別され、歩行環境が快適なゾーンと言え、バリ
	ア要素となるものが少ない。
	○ エレベーターホールの場所を探し、そこまでの移動に時間を要することや、
	歩道橋に上がるためのエレベーターの待ち時間が必要であることなどが密度
	を上げた要因の一つと推測される。
	【画像データ:別紙1①-c①、c②、c③】
ハ	○ 「ロ ゾーン」と同じく、歩道が歩行用と自転車用に区別され、歩行環境が
	快適なゾーンと言え、歩行にバリアとなるものはほとんど検出されなかった。
	○ 地下通路への階段口手前で慎重になったことや、階段手前の警告ブロック
	が路面と同系色のため識別しづらいなどがバリア箇所として検出された。
	【画像データ:別紙 1①-d、e】
=	○ 歩行に適した環境が整っているゾーンであり、調査分析でもバリア箇所の
	検出が少なかった。
	○ 車椅子使用者と白杖使用者の各々が感じるバリア箇所を分析した場合、白
	杖使者にとって、歩道が狭くなっている箇所や歩道の凹凸などの状態を目視
	で判断しづらいことが、歩きづらさを感じたものと推測される。【図2参照】
	【画像データ:別紙1②-f、g】
ホ	○ 人の通行も比較的少なく、歩行に快適なゾーンと言えるが、調査分析では、
	多少のバリア箇所が検出された。
	○ 白杖使用者にとって、歩道の幅が半分ほどに急減していることが、歩きづ
	らさを感じたものと推測される。【図3参照】
	【画像データ:別紙1②-h】

(注)「GPS端末を用いた歩行空間のバリアフリー化に向けた安全度の分析・評価に関する調査報告」に 基づき作成した。

(2) 障害の種別により検出されたバリア箇所が異なるゾーン

① 「ニ ゾーン」(別冊資料 2-①: P13~P14)

図2のとおり、車椅子使用者と白杖使用者の感じるバリアの程度に差が確認され、白杖使用者にとっては、道路の状態を目視で判断しづらいことがバリアと認識されたものと推測される。

図2障害の種別毎の歩行データの分析結果(高松市ニゾーン)

【車椅子使用者】





- ⇒ (現地確認) 車道と交差する手前に 点字ブロックが設置されているにもか かわらず、歩道の凹凸が激しい箇所 (別冊資料 2-①: P13)
- ⇒調査協力者からは特段の意見がなく、無意識の減速等がデータに現れた ものと推測される。

【白杖使用者】





- ⇒ (現地確認) 歩道が狭くなり、店舗前に駐輪自転車がある。また、点字ブロックが店舗側に寄っている箇所(別冊資料 2-①: P13)
- ⇒ (調査協力者の意見) 植木 (画面 右) の枝が点字ブロック上 (顔に当た る高さ) にはみ出ており、歩行の妨げ

になっている。(別冊資料 2-②: P4)

② 「ホ ゾーン」(別冊資料 2-①: P14~P15)

図3のとおり、車椅子使用者と白杖使用者の感じるバリアの程度に差が確認され、白杖使用者にとっては、歩道幅の急減を歩きにくいと感じたものと推測される。

図3障害の種別毎の歩行データの分析結果(高松市ホゾーン)

【車椅子使用者】

【白杖使用者】

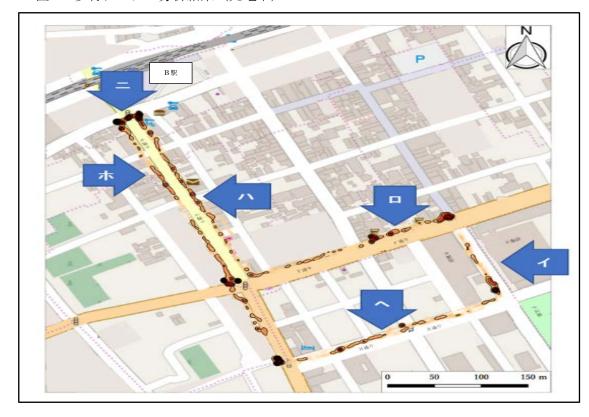




- ⇒ (現地確認) 歩道の幅が半分ほど に急減している箇所(別冊資料 2-①: P14)
- ⇒ (調査協力者の意見) 点字ブロックが歩道中央にあり、他の通行者や自転車との距離が近く、不安で歩きづらい。(別冊資料 2-②: P6)

2 丸亀市コース

図4 歩行データの分析結果(丸亀市)



ゾーン別の分析結果は、表 2 のとおり、障害者の歩行時のバリア程度は低いとは言い難く、歩行データの分析からバリア箇所として検出され、現地確認により、バリアの状況等を確認できた。さらに、バリアとして検出された多くの箇所に対し、調査協力者から歩きづらいなどの意見が聴かれた。 (別冊資料 2-①: P19~P27)

表 2 ゾーン別の分析結果

ゾーン	分析結果
イ	○ 歩道の幅も広く、一見快適なゾーンと言え、調査分析ではバリアが検出(注)
	されたものの、6 ゾーンのうち最も安全なゾーンと言える。
	○ 歩道の幅が狭くなる箇所、バス停の標識や駐輪自転車などがバリア要素と
	推測される。
	(注) 調査コースの起点であり、GPS 端末の配布・説明等による影響を考慮する必要がある。
	【画像データ:別紙 2②-a】
口	○ 幅の広い歩道であるが、店舗への荷物搬入のための駐停車されている車両
	が目立っている。
	【画像データ:別紙 2②-b、c】
ハ	○ 調査分析では、バリア箇所が南北に長く延びており、点としてのバリア箇所
	ではなく、面としてのバリアが検出された。
	○ 歩道に並んでいる大きな街路樹の根上りによる歩道の凹凸、歩道に面した
	駐車場などへの車両進入口周辺で歩道から車道にかけての傾斜などが、バリ
	ア要素と推測される。
	【画像データ:別紙 2①-d、e、f】
=	○ 調査分析でバリア箇所が検出(注)された。
	○ 横断歩道の両端で歩道から車道にかけての急な傾斜に歩きづらさを感じた
	ものと推測される。
	(注) 信号の待ちによる影響等を考慮する必要がある。
	【画像データ:別紙 2①-g①、g②】
ホ	○ 調査分析では、「ハ ゾーン」と同様の結果がみられた。
^	○ 比較的、車の通行量が少なく、幅の広い歩道であり、一見快適に見えるが、
	調査分析ではバリア箇所が検出された。
	○ 商業ビルへの商品搬入口付近における歩道の傾斜などを歩きにくいと感じ
	たものと推測される。
	【画像データ:別紙 2②-h、i、j】

⁽注)「GPS端末を用いた歩行空間のバリアフリー化に向けた安全度の分析・評価に関する調査報告」に基づき作成した。

-9-



(別冊資料2-①:P18より抜粋)



(別冊資料2-①:P26より抜粋)

N施設



⇒(現地確認)歩道の幅が狭くなり、バス停の標識、商業施設 入口周辺の駐輪自転車がみられる箇所

⇒(調査協力者の意見)駐輪自転車がある場合、歩道がさらに狭くなるため、車椅子で走行しづらい。歩道が狭い上、点字ブロックのすぐ側に支柱やバス停があり、さらに駐輪自転車が歩道にはみ出していると、歩きづらく感じる。

⇒(現地確認)幅が広い歩道に駐停車している車両が目立つ箇所(cも同様)

⇒(調査協力者の意見)点字ブロックのすぐ側 や点字ブロックをまたいで駐停車されていることが多く、歩行の妨げになることがある。





150 m



⇒(現地確認)街路樹の植栽枠、自転車、植木鉢及び電線地中化の ための設備が点在している箇所(h、i同様)

⇒調査協力者からは特段の意見がなく、無意識の減速等がデータ に表れたものと推測される。 ⇒(現地確認)商業ビルへの商品搬入口が、 歩道からビル内部に向かって傾斜している 箇所

⇒(調査協力者の意見)平らな部分が狭く、 傾斜部分が長いため、車椅子がビル側に 流され、その都度、車椅子の向きを変えな ければならず歩きづらい。

(別冊資料2-①:P27より抜粋)

図表 3 宮浦港周辺及び土庄港周辺におけるバリアフリー点検の内容

1 点検場所及びルート

点検場所	点検ルート
宮浦港周辺	高松行フェリー乗り場→ターミナルホール→バス停「②番のりば」→ト
	イレ
土庄港周辺	高松行高速艇乗り場→オリーブポートとのしょう→バス停「平和の群
	像前」→バス停「土庄港」→土庄港フェリーターミナル→高松・宇野・
	豊島フェリーきっぷ売り場→高松行フェリー乗り場

2 点検場所別の点検実施者

点検場所	点検実施者	障害の種別	訪問回数
宮浦港周辺	白杖使用者	視覚障害	2回目(注)
土庄港周辺	白杖使用者	視覚障害	初めて

⁽注) 前回の訪問は、海の駅「なおしま」が整備(平成18年) される前とのこと。

3 点検同行者

香川県視覚障害者福祉センター職員:1名

4 点検方法

点検実施者に上記1の点検ルートを歩いてもらい、以下の観点から意見を聴取し、当該意 見に対するアドバイス等を点検同行者から受けた。

- ① フェリーや高速艇の下船場所からバス停(島内路線バス)までの歩きやすさ
- ② トイレの場所の分かりやすさ 等

5 点検実施日【天候】

① 宮浦港周辺:平成30年9月8日 (土)【雨天】

② 土庄港周辺:平成30年8月31日(金)【晴天】

図表 4 「下船場所からバス停(島内路線バス)までの歩きやすさ」に係る事例

(点字ブロック・案内表示) 点検 No. 事例の概要 事例番号 場所 宮浦港 フェリー下船場所付近から点字ブロックが敷設されているが、 宮浦-1 1 周辺 路面のコンクリート(グレー)と同系色のため、識別しづらい。 フェリー下船場所付近から、ターミナルホール内にある切符売 り場までは点字ブロックが敷設されている。切符売り場で「バス 宮浦港 2 停②番のりば」の場所を尋ねることが想定されるが、ここから 宮浦一3 周辺 「バス停②番のりば」までの経路に点字ブロックがないため、バ ス停まで行きづらいおそれあり 高速艇下船後、オリーブポートとのしょう内を通って、バス停 「平和の群像前」に向かうが、下船場所から続いている点字ブロ 土庄港 ックが同施設の出入口手前で途切れ、施設内には敷設されていな 3 土庄-1 周辺 いなど、バス停「平和の群像前」まで誘導されておらず、どの方 向に進めばよいのか戸惑うおそれあり オリーブポートとのしょう南東側(バスのりば側)出入口から 土庄港 バス停「平和の群像前」まで点字ブロックが敷設されているが、 4 土庄-3 周辺 誘導ブロックの途中に意図が不明な警告ブロック(2か所)があ り、白杖使用者が戸惑うおそれあり 高松からのフェリー下船場所から離れた場所に「土庄港案内 土庄港 5 板」があるが、当該場所まで点字ブロック等による誘導がないた 土庄-5 周辺 め、案内板を見つけにくい。 途中で点字ブロックが途切れ、当該場所から点字ブロックのな い通路を進み、途中で右方向に曲がるが、当該付近に案内がな 土庄港 6 土庄-7 く、点字ブロックも敷設されていないため、どこを通ればよいの 周辺 か、白杖使用者が戸惑うおそれあり 警告ブロックの幅が狭く、路面と同系色のために気が付かず、 土庄港 7 土庄-8 警告ブロックの先にある障害物にぶつかってしまうおそれあり 周辺 「バスのりば」の大きな案内板があるが、バス停「土庄港」に 土庄港 8 向かう通路からは、屋根で一部文字(【バ】)が隠れてしまい、見 土庄-10 周辺 えづらい。 バス停に向かう通路からバス乗車口まで点字ブロックが敷設さ 土庄港 9 土庄-11 周辺 れておらず、白杖使用者が戸惑うおそれあり

(段差・グレーチング)				
No.	点検 場所	事例の概要	事例番号	
1	土庄港周辺	土庄港案内板の設置場所からバス停「土庄港」に向かう場合、 横断歩道口(車道から歩道上に上がる場所)にある段差(約1.5 cm)に白杖又は足を引っ掛け、つまずくおそれあり	土庄-6	
2	土庄港周辺	警告ブロックの前にグレーチングがあり、格子が大きいため、 一歩踏み出した際、その格子に白杖の先端がはまり込み、つまず くおそれあり	土庄-9	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 事例の詳細は別冊資料 3 「港周辺におけるバリアフリー点検結果事例集」を参照(事例番号は、事例表の事例番号欄に対応)

図表 5 「トイレの場所の分かりやすさ」に係る事例 (トイレの案内表示・使い勝手)

No.	点検 場所	事例の概要	事例番号
1	宮浦港周辺	トイレは、フェリー下船場所から見れば、ターミナルホール建物の裏手にある。町営バス乗り場付近から見えるトイレの案内表示は、小さくて見えづらく、また、目立たない場所に設置されているなど、トイレの場所が分かりづらい。	宮浦-5
2	土庄港周辺	①オリーブポートとのしょう内にあるトイレの案内表示が見当たらず、同施設内の南東方向奥壁に「WC」の表示はあるが、文字が小さく、視覚障害者にとっては視認しづらいおそれあり②土庄港フェリーターミナル内にあるトイレの案内表示の周囲にある黒枠が目立つため、トイレの表示が見えづらく、トイレの場所を探すのに手間取る。	土庄-2
3	土庄港周辺	土庄港フェリーターミナル内のトイレにはアート作品が描かれ ている。女性用トイレ内にある個室のドアノブが細く、背景のア ート模様と重なり、ドアとノブが識別しづらい。	土庄-12

- (注)1 当局の調査結果による。
 - 2 事例の詳細は別冊資料 3 「港周辺におけるバリアフリー点検結果事例集」を参照(事例番号は、事例表の事例番号欄に対応)

図表6 その他の事例

No.	点検 場所	事例の概要	事例番号
1	宮浦港周辺	ターミナルホールに出入りするためのドアは4か所あり、切符 売り場側とトイレ側が自動ドアになっているが、トイレ側に比べ て、切符売り場側の反応が遅く感じられる。このため、警告ブロ ックから自動ドアに向かって歩き始めても、すぐに自動ドアが開 かず、ドアに白杖がぶつかるおそれあり	宮浦-2
2	宮浦港周辺	ターミナルホールの町営バス乗り場側の出入口2か所は、いずれも手動で開閉するドアとなっている。同建物の壁面全体がガラス張りであり、また、当該出入口付近には警告ブロックもないため、引き戸が閉まっていれば、どこに出入口あるのか分からずに戸惑うおそれあり	宮浦-4
3	土庄港 周辺	バス停「平和の群像前」にある時刻表の行き先や時刻の文字が 小さく、視覚障害者にとっては見えづらい。	土庄-4
4	土庄港周辺	歩道から「高松・宇野・豊島フェリーきっぷ売り場」に向かう ための分岐点に警告ブロックがなく、また、歩道から当該施設ま での誘導ブロックもないため、当該施設の入口が分からず、どこ から入ればよいのか戸惑うおそれあり	土庄-13

⁽注) 1 本バリアフリー点検における観点(図表3の4参照)以外で、点検実施者から聴取することができた意見に基づき当局が作成した。

² 事例の詳細は別冊資料 3「港周辺におけるバリアフリー点検結果事例集」を参照(事例番号は、事例表の事例番号欄に対応)

図表 7 宮浦港及び土庄港の施設管理者におけるバリアフリー化に向けた取組状況

港名	取組状況	
(施設管理者)	以和八九	事例番号
宮浦港(直島町)	 ○ ターミナルホールの町営バス乗り場側にある2か所の出入口(いずれも手動で開閉する引き戸)のうち、出入りが多いカフェスペース付近にあるドア(下図の[ドアC])を平成30年度内に自動ドアに改修予定としている。 「ドアA」 「ドアA」 「ドアB」 (注)1 直島町ホームページから抜粋した図面に基づき作成した。2 ドアA、Bは自動ドアとなっており、ドアC、Dは手動引き戸になっている。 	宮浦-4
土庄港(土庄町)	① 平成 29 年度から土庄港改良事業 (通路改修) を実施しており、ブロック舗装の改修工事に合わせて、点字ブロックも改修している。 (注) 1 土庄町建設課から提供のあった土庄港改良事業 (通路改修) の図面に基づき作成した。 2 ①は平成 29 年度に改修済み。②は平成 30 年度内に改修予定 ② バス会社の要望を受け、平成 30 年度内にバス停「土庄港」のバス降車場所から通路 (点字ブロックあり)までの間に、点字ブロックを敷設予定としている。	土庄-11 (取2に関 連)



(注) 当局の調査結果による。

図表 8 バリアフリー点検結果に対する施設管理者からの意見等

港名 (施設管理者)	バリアフリー点検結果に対する意見等
宮浦港 (直島町)	今後、施設を整備する際には参考にさせていただきたい。
土庄港 (土庄町)	今後、施設を整備する際には参考にさせていただきたい。また、個別の事例への対応については、次のとおり考えている。 ① 今後、点字ブロックを整備する際は、香川県視覚障害者福祉センターと相談しながら対応したい。 ② 港周辺の案内板やバス乗り場の案内表示は、土庄港観光センター及びバス会社等が設置しているため、関係団体等との調整が必要と思われる。 ③ 通路(点字ブロックあり)からバス停「土庄港」のバス乗車場所までの間にも点字ブロックがないため、バス会社の要望(バス降車場所から通路までの間に点字ブロックを設置)と合わせて、点字ブロックの設置を検討したい。

(注) 当局の調査結果による。